

各制度をご活用ください！

住宅の新築・リフォーム・耐震改修等をする人を支援します！

申請・問い合わせ
建築係

【住宅新築支援助成事業】

●対象／ 町内事業者を利用し、1000万円以上となる新築工事(用地購入費含む)

●助成額／上限70万円

※年度をまたいだ工事も対象となります

【貸付金利子助成事業】

●対象／ 住宅新築のために金融機関から資金を借り入れた人

●助成額／上限30万円

【住宅リフォーム支援助成事業】

●対象／ 町内事業者を利用し、10万円以上となる工事(増築、改築、修繕工事)

●助成額／対象工事費の10%(上限20万円)

※65歳以上または中学生以下の人がいる世帯は15%

※以前に、この助成を受けた人で、助成額が限度額に達していない人は、限度額まで利用できます

※年度をまたいだ工事も対象となります

【木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断】

●対象／ 階数が2階以下および延べ床面積500平方メートル以下であること、申込者が住宅を所有または居住していること

【住宅エコリフォーム補助金事業】

●対象／ 町内事業者を利用し、50万円以上となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事

●助成額／▷省エネ改修工事

=対象工事費の10%(上限75万円)

▷バリアフリー改修工事

=対象工事費の10%(上限50万円)

※65歳以上または中学生以下の人がいる世帯は15%

【既存住宅耐震改修および解体工事補助事業】

●対象／ 昭和56年5月以前に着工された住宅で、専門機関の耐震診断によって耐震基準を満たないとされた住宅の耐震改修および除却工事

●補助額／▷耐震改修工事

=対象経費に応じて助成(上限30万円)

▷除却工事

=対象工事費の10%(上限20万円)

各事業には、要件があります
詳細については、お問い合わせください

『空き家バンク』をご利用ください！

申請・問い合わせ
政策調整係

『空き家バンク』は、空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申請を受け、町がその空き家に関する情報をホームページ上で公開する制度です。

申請は随時受け付けていますので、詳細については、お気軽にお問い合わせください。

空き家等を改修・解体する人を支援します！

申請・問い合わせ
政策調整係

【厚岸町空家等改修費補助金】

●申請期間／ 4月1日(月)から11月29日(金)

●補助対象物件／空き家バンクを利用して購入した町内に所在する空き家等

●補助対象経費／町内建設業者が行う改修工事費

●交付額／ 改修工事費等の3分の2(上限50万円)

【厚岸町空家等除却費補助金】

●申請期間／ 4月1日(月)から4月12日(金)

※申請件数が上限(20件)を超えた場合は抽選となります。なお、上限を超えなかった場合は、11月29日(金)まで受け付けます。

●補助対象物件／町内に所在する空き家等

●補助対象経費／町内建設業者が行う除却(空き家等をすべて解体し、更地にする)工事費

●交付額／ 除却工事費等の5分の4(上限50万円)



各補助金には、要件があります
詳細については、お問い合わせください

トイレの水洗化をする人を支援します！

申請・問い合わせ
業務係

トイレの水洗化などをする人を対象に、工事費の補助または無利子で資金の貸し付けをします。

●対象工事／ 既存のトイレの水洗化または排水設備を改造し公共下水道へ接続する工事

【水洗化等改造工事補助金交付制度】

●対象者／ 自己資金で対象工事をし、次の要件を満たしている人

①公共下水道の供用開始の日から3年以内に水洗化等改造工事を完成させること(排水設備改造工事のみを行う場合は1年以内)

②工事をする建物が、国の機関や地方公共団体の所有ではないこと

③町税などの滞納がないこと

●補助額／46,000円～214,000円(工事内容により補助額が変動します)

※屋外排水管の距離が17mを超える場合、17mを超えた長さ1mごとに3,600円を上記の額に加算

※生活扶助世帯およびこれに準ずる世帯の人が対象工事を行う場合は、上記の額にかかわらず予算の範囲内で補助金を交付します

各制度には、要件があります
詳細については、お問い合わせください

【水洗化等改造工事資金貸付制度】

●対象者／ 対象工事を行う住宅の所有者または使用者であり、次の要件を満たしている人

①工事をする建物が住宅で、国の機関、地方公共団体、各種法人などの所有ではないこと

②町税などの滞納がないこと

③連帯保証人がいること、または取扱金融機関の信用保証制度が利用できること

●貸付限度額／372,000円～1,236,000円(工事内容によって貸付限度額が変動します)

合併処理浄化槽の設置に補助金を交付します！

申請・問い合わせ
廃棄物対策係

●対象／ 公共下水道を整備する予定がない区域に設置する合併処理浄化槽
※住宅のほか、店舗・事務所・事業場等の建物も対象になります

●申請期間／ 4月1日(月)から

●交付額／ 【合併処理浄化槽設置費用】

①5人槽＝上限90万円

②5人槽を超えるもの＝上限110万円

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、以下の費用を加算】

①撤去費(上限12万円)、または雨水貯留槽等への再利用(上限9万円)

②宅内配管工事費＝上限30万円

【くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、以下の費用を加算】

①くみ取り便槽の撤去費＝上限9万円

②宅内配管工事費＝上限30万円

本補助金には、要件があります
詳細については、お問い合わせください

結婚披露宴等を行う人に奨励金を交付します！

申請・問い合わせ
商工雇用係

●交付対象者／①婚姻届を提出した人または提出する予定の人

②令和6年4月1日以降に町内で結婚披露宴等を行う人

③出席者が30人以上の結婚披露宴等を行う人

④同一世帯において町税などの滞納がない人

●奨励金の額／①町内で行う結婚披露宴等に要する経費のうち、地元事業者を利用した経費の2割の額(上限は30万円)

②厚岸町内に住所を有する人には、20万円を加算

●申請期間／ 4月1日(月)から令和7年3月17日(月)

※申請は、結婚披露宴等の2週間前までに行ってください

